

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 寺 澤 辰 磨

### 条約等基本通達等の一部改正について

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（通称「改正京都規約」）の国会承認に伴い、その実施を確保するため、現在、税関において実務上実施している事項につき規定の明確化を図る必要があることから、条約等基本通達、関税法基本通達、関税定率法基本通達及び税関様式関係通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、本通達は、改正京都規約又はその各個別附属書が効力を発生する日から実施することとし、具体的な実施の日については、別途通知する。

#### 記

第1 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

第2章に次の1項を加える。

2-23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成13年条約第10号）

この改正議定書の実施に当たっては、次のことに留意する。

① 一般附属書関係

イ 現在、財日本関税協会、社日本通関業連合会又は保税会等と必要に応じて会合を開催し、法令改正の説明や意見交換を行う等の協議関係を構築しているところであるが、一般附属書第1章標準規定1.3及び第8章標準規定8.5の規定を踏まえて、今後ともこれを維持するものとする。

ロ 一般附属書第3章標準規定3.26の規定を踏まえて、物品申告書を受理することができない場合には、その理由を申告者に説明する。

(注) 物品申告書

輸入（納税）申告書 [税関様式C第5020号]

輸出申告書 [税関様式C第5010号]

蔵入承認申請書 [税関様式C第5020号]

総保入承認申請書 [税関様式C第5020号]

外国貨物運送申告書（目録兼用）〔税関様式C第4000号〕

- ハ 一般附属書第3章標準規定3.27の規定を踏まえて、物品申告書の審査又は貨物の検査を開始していない場合には、申告者・申請者の要請に応じ、物品申告書の訂正を認める。
- ニ 一般附属書第3章標準規定3.28の規定を踏まえて、物品申告書の審査を開始した後、許可・承認までの間に申告者・申請者から物品申告書の訂正の要請があった場合には、その要請がやむを得ない事由によるものであり、かつ、軽微な訂正であれば、これを認める。
- ホ 一般附属書第3章標準規定3.30の規定を踏まえて、物品申告書の受理後、できる限り速やかに審査を実施する。
- ヘ 一般附属書第3章標準規定3.33の規定を踏まえて、貨物の検査を行う場合には、物品申告書の受理後、できる限り速やかに実施する。
- ト 一般附属書第3章標準規定3.34の規定を踏まえて、貨物の検査の日程を決定するに当たっては、生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を要すると認める物品に係る検査を優先して行うものとする。
- チ 一般附属書第3章移行措置標準規定3.35の規定を踏まえて、他法令による検査が行われることが予定されている貨物につき検査を行うことを決定した場合には、検査の日程の調整を行い、可能であれば検査を同時に行うよう努める。
- リ 一般附属書第3章標準規定3.36の規定を踏まえて、申告者・申請者又はその代理人から、貨物の検査に立ち会いたいとの要請がある場合には、原則としてこれを認める。
- ヌ 一般附属書第3章標準規定3.37の規定を踏まえて、必要に応じて、申告者・申請者又はその代理人に対し貨物の検査に立ち会うことを要請する。
- ル 一般附属書第4章標準規定4.2の規定を踏まえて、賦課課税方式が適用される貨物については、税の確定を、物品申告書が提出された後又はこれとは別に納税義務が生じた後できる限り速やかに行う。
- ヲ 一般附属書第9章標準規定9.3の規定を踏まえて、広報及び相談の実施に当たっては、税関ホームページ、税関相談自動応答システム（通称カスタムスアンサー）等の情報技術の利用を図る。
- ワ 一般附属書第9章移行措置標準規定9.4の規定を踏まえて、広報及び相談並びに事前教示の実施に当たっては、要請された情報の提供をできる限り迅速かつ正確に行う。
- カ 一般附属書第9章標準規定9.5の規定を踏まえて、広報及び相談並びに事前教示の実施に当たっては、要請された情報の提供のみでなく、他の適切な情報も提供するよう努める。
- コ 一般附属書第9章標準規定9.8の規定を踏まえて、関税関係の法令に基づく許可、承認等を遅滞なく行う。当該許可、承認等の申請等に係る処分が相手方に不利なものである場合には、その理由を示すこととする。
- タ 一般附属書第10章標準規定10.3の規定を踏まえて、処分又は不作為の理由につき、当該処分等の影響を直接受けた者から質問を受けた場合には、速やかにその理由を

説明する。

レ 一般附属書第10章標準規定10.10の規定を踏まえて、不作為についての異議申立てがあり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第50条第2項〈不作為庁の決定その他の措置〉に規定する申請に対するなんらかの行為をする場合、当該行為をする旨を適宜の様式により書面で異議申立人に通知するものとする。

ソ 一般附属書第10章標準規定10.11の規定を踏まえて、不作為についての異議申立てがあり、行政不服審査法第50条第2項の規定により書面で不作為の理由を示す場合、当該書面に財務大臣に対し審査請求をすることができる旨を記載するものとする。

## ② 個別附属書E第1章（保税運送）関係

個別附属書E第1章標準規定16の規定を踏まえて、関税法基本通達63-8（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）に規定する施封を行う場合の封印（取付具（施封を行うためのひも、ワイヤー等をいう。）を含む。）は、同章の付表に定める要件を満たすものを使用するものとする。

## ③ 個別附属書H第1章（関税法令違反）関係

イ 個別附属書H第1章標準規定8の規定を踏まえて、犯則事件の調査を開始したときは、できる限り速やかに犯則嫌疑者等の関係者に対し、犯則の事実及び適用される規定を通知するとともに、通告処分が適当と判断された場合は、遅滞なくその旨を通知するものとする。

ロ 個別附属書H第1章標準規定13の規定を踏まえて、領置又は差押をし、その目録の謄本を領置物件又は差押物件の所有者等に交付するときは、領置又は差押の理由及び犯則の事実等を記載した「領置・差押目録交付書」（C-10000）1通を添付して行うものとする。

ハ 個別附属書H第1章標準規定19の規定を踏まえて、摘発した犯則事件について通告処分が適当と判断された場合は、できる限り速やかに犯則嫌疑者に対し通告処分の意思並びに資力の確認を行うものとする。

ニ 個別附属書H第1章標準規定26の規定を踏まえて、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなったときは、できる限り速やかにその返還を受けるべき者に還付するものとする。

## ④ 個別附属書J第1章（旅行者）関係

個別附属書J第1章勧告規定39の規定を踏まえて、旅行者に係る通関情報のパンフレット等を日本語及び英語その他の適切な言語で作成し、旅行者等が容易に入手可能な場所に配置することにより、その広報に努めることとする。

第2 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

1. 16-3を削る。

2. 21-2を次のように改める。

（外国貨物の仮陸揚の届出等）

21-2 ① 法第21条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C-2120のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足

訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。) 2通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

- ② 「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した適宜の書面(以下この項において「仮陸揚期間延長願」という。)1通に、上記①の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と仮陸揚期間延長願の受理税関とが異なるときには、仮陸揚期間延長願の受理税関は仮陸揚期間延長願の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関に送付する。

3. 21-5の次に次の1項を加える。

(外国貨物の船(機)移し)

21-6 外国貿易船等に積んでいる外国貨物を同一の港又は空港において陸揚げすることなく(航空機の場合にあっては、一時的に税関が認めた場所に取り卸しすることを含む。)他の外国貿易船等に船移し(機移しを含む。以下同じ。)する場合における取扱いは、次による。

- ① 外国貨物の船移しは、「外国貨物船(機)移届」(税関様式C-2080のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物船(機)移届」と表示されているものをいう。以下この項において同じ。)2通を提出させ、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。
- ② 「外国貨物船(機)移届」の提出後、やむを得ない理由により、貨物を積み込もうとする外国貿易船等の出発予定年月日等を変更する場合には、変更する理由及び内容等を記載した適宜の書面1通に、上記①により交付した「外国貨物船(機)移届」を添付して提出させ、「外国貨物船(機)移届」に記載されている所要事項を訂正し、届出者に交付する。

4. 63-5の①を次のように改める。

- ① 発送の際における運送手段(陸路、海路、空路の別をいう。)又は運送先を異にするごとに「外国貨物運送申告書(目録兼用)」(C-4000)を3通(原本、承認書用、到着証明用)提出させるものとする。

ただし、積荷目録その他の書類で令第53条《保税運送の手続》に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。

なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、1申告で行わせて差し支えない。

5. 63-6の本文中「うち1通に」の次に「受理印及び」を加える。

6. 63-9中「なお」を「また」に改め、同項に次のように加える。

なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等において破損、亡失、その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の保税担当部門に報告させるものとする。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

17-3の②に次のように加える。

なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え（私人の訴えによるものを除く。）を受けているために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

税関様式の節中、税関様式C第9370号の次に税関様式C第10000号として、別紙1のように加える。

# 領置・差押目録交付書

平成 年 月 日

殿

税関 財務事務官

犯則嫌疑者 に対する 法違反嫌疑事件について、  
本職は、下記のとおり領置・差押したので、同目録を交付します。

記

1 領置・差押の日時

平成 年 月 日 午 時 分

2 領置・差押の場所

3 領置・差押物件

本書添付の領置・差押目録記載のとおり

4 領置・差押の理由

5 犯則の事実（概要）